

庁内連携と関係機関との連携体制

住民から空き家についての相談があった場合、多くの市町村では、その対応については、関係する各課が受け持っています。例えば、特定空家等の指導については建築課、空き家バンクについては企画課、ゴミや悪臭問題は環境課という具合です。

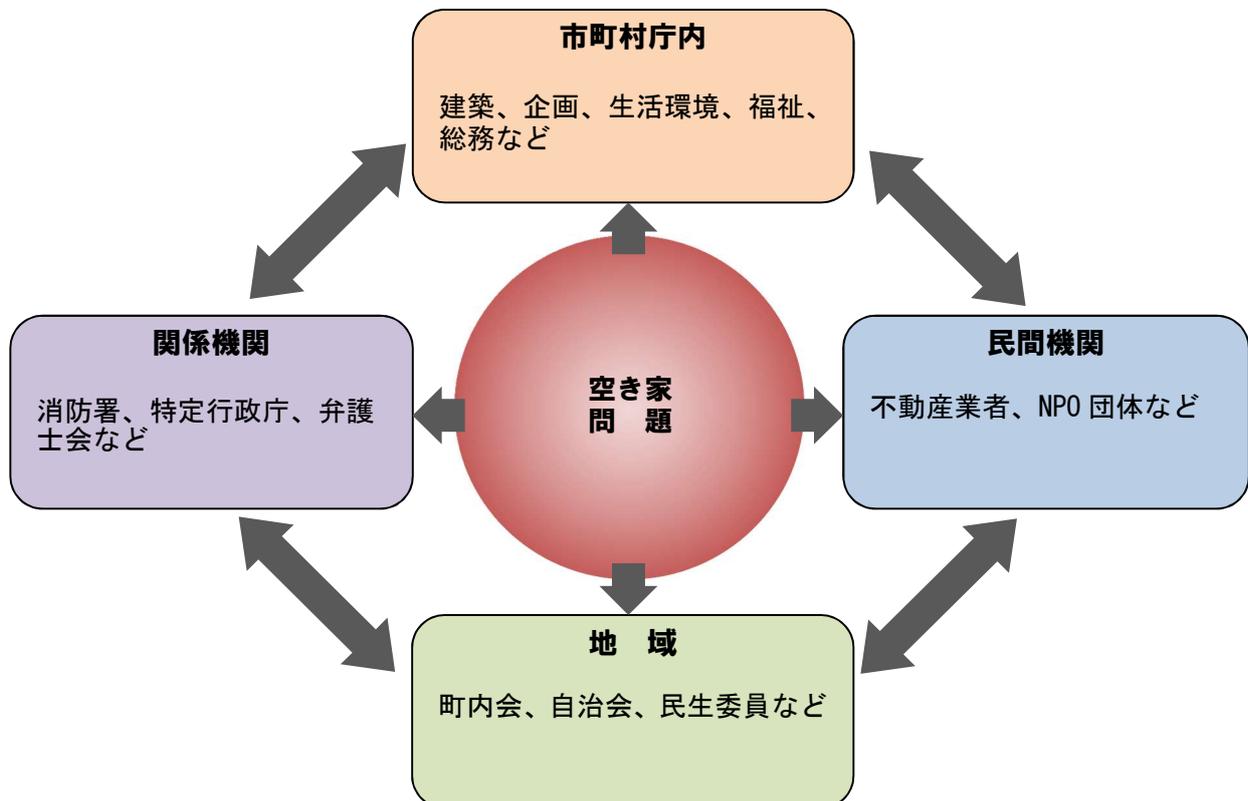
今後、空き家問題が増えてくると、個別に対応するのではなく、「空家等の所在地を一覧表にし、又は地図上に示したものを市町村の内部部局間で常時確認できるような状態にしておくなど、空家等の所在地について市町村内の関係部局が情報共有できる環境を整備すること」（「指針」3-（1））が重要となります。

また、法第7条において、空き家等対策計画の策定や特定空家等に関して指導・勧告・命令等の措置を実施する場合の『協議会』の運用も検討していく必要があります。

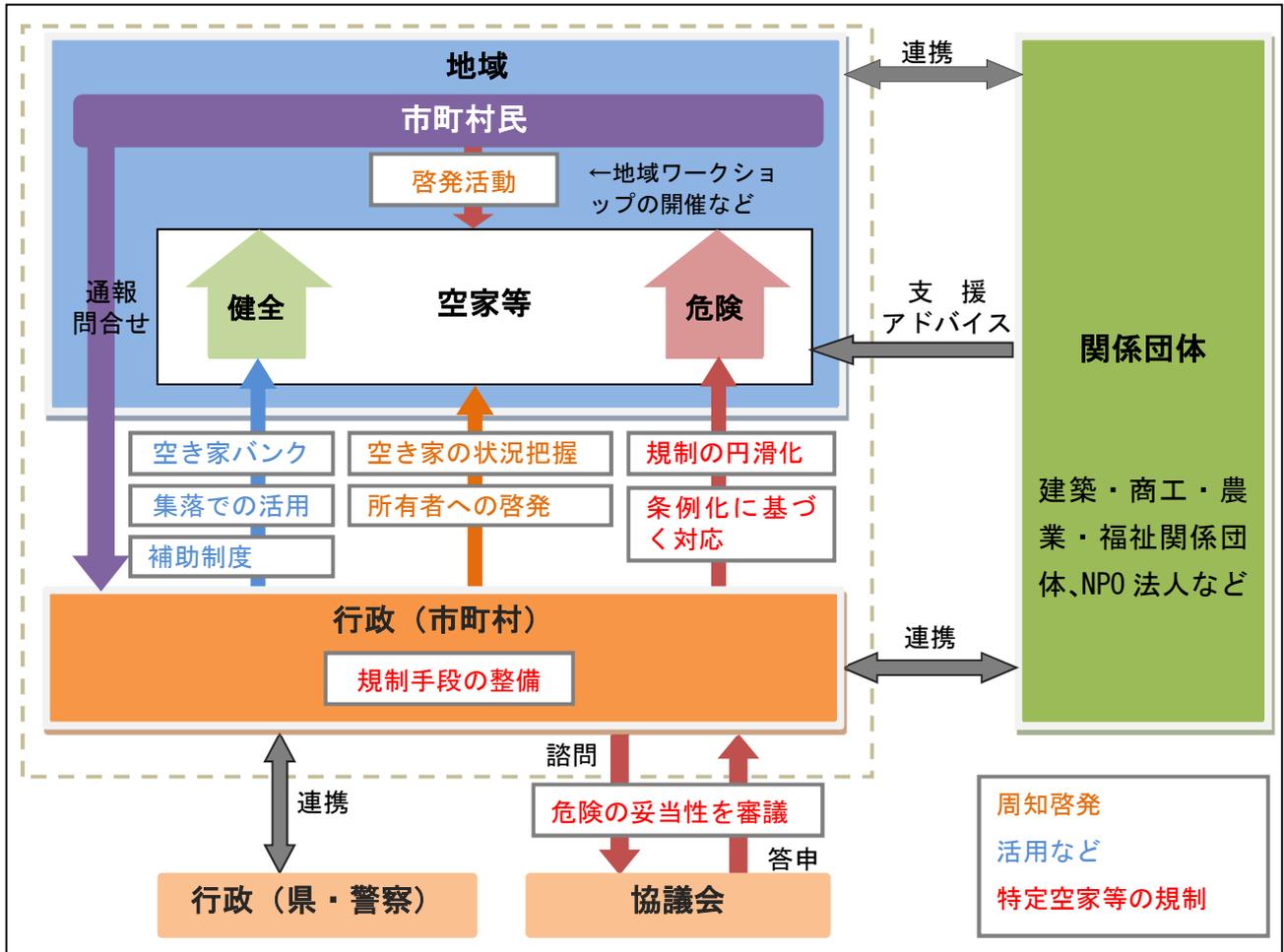
さらには、具体的な対策となれば、庁外の専門機関、例えば弁護士や建築士、不動産業者などとの連携も欠かせなくなるでしょう。

つまり、空き家バンクであれば民間の不動産業者やNPO 組織、建築基準法に関することであれば特定行政庁、防災であれば消防署など、他の関係機関との連携を視野に入れた体制づくりを検討していくことが考えられます。

【庁内及び関係機関との連携イメージ】



【円滑な体制づくりの全体イメージ】



【参考：鹿児島市 庁舎内の相談等に対する対応フロー】

